

執筆者:

E-mail☒ [張 翠萍](#)E-mail☒ [林 婧](#)E-mail☒ [郭 望](#)E-mail☒ [李 源](#)

1. 海外機関投資家による中国債券市場への投資の更なる利便化の関連事項に関する公告¹

中国人民銀行、中国証監会、国家外貨管理局、2022年5月27日公布、2022年6月30日施行、部門規範性文書

中国人民銀行、中国証監会、国家外貨管理局は、中国債券市場の対外開放を推進し、海外機関投資家による中国債券市場への投資に便宜を図るため、2022年5月27日に「海外機関投資家による中国債券市場への投資の更なる利便化の関連事項に関する公告」(以下「本公告」という。)を共同で公布した。

本公告の主な内容は、次のとおりである。

(1) 中国債券市場に投資できる海外機関投資家の範囲及び条件の明確化

中国債券市場に投資できる海外機関投資家の範囲を明記し、かつ、当該海外機関投資家を「主権類機関」と「商業類機関」の2つに分類した。従来の規定と比較すると、本公告に定める海外機関投資家の範囲には、変更はない。

また、商業類機関が中国債券市場に投資する場合に満たすべき条件も明確化された。

(2) 投資可能範囲が取引所債券市場にまで拡大

銀行間債券市場と取引所債券市場の相互取引を推進し、投資家が両市場において流通する債券を売買する際の便宜を図るため、2022年1月に「銀行間債券市場と取引所債券市場の相互取引業務暫定施行弁法」が公布された。これを受けて、本公告において、銀行間債券市場への参入を許可された海外機関投資家は、今後、取引所債券市場にも投資できることが明確化された。

このほか、取引所債券市場への投資方法について、本公告において、①直接投資²、又は②相互取引による投資が定められた。また、中国人民銀行の関係責任者による本公告に関する記者会見(以下「記者会見」という。)での説明によれば、前述の2つの方法は、いずれも別途の届出又は審査認可が不要となった。

(3) 決済代理モデル、カストディ銀行モデルが選択可能に

銀行間債券市場に投資する海外機関投資家は、①決済代理モデル、又は②カストディ銀行モデルのうち1つを選択して債券投資できることが明確に定められた。具体的には、決済代理モデルは海外機関投資家が中国人民銀行に認定された債券投資決済機構において債券口座を開設する方法であり、カストディ銀行モデルは海外機関投資家が直接、又はその中国国外のカストディ銀行を通じて、条件に合致する中国国内のカストディ銀行に委託し、債券の受託管理を行わせる方法である。

本公告の具体的な実施について、本公告において、中国人民銀行上海本部が本公告に基づき相応する実施細則を制定すべき旨が明確化された。また、中国人民銀行の関係責任者は、記者会見において、中国人民銀行及び外貨局が今後、本公告の要求

¹ 中国語: 关于进一步便利境外机构投资者投资中国债券市场有关事宜的公告

² 中国人民銀行の関係責任者による本公告に関する記者会見での説明によれば、直接投資方式は、海外機関投資家が関連する届出証明書類等の材料をもって証券口座を開設をした後に取引所債券市場に直接投資する方法である。

に応じて海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金管理規定を公布する旨を発表した。引き続き、今後の立法動向を注視する必要がある。

2. 外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)³

国家発展改革委員会及び商務部、2022年5月10日公示、2022年6月10日まで意見募集

「外商投資奨励産業目録」は、「外商投資法」及び「外商投資法実施条例」に基づき、かつ、中国の国民経済及び発展のニーズに応じて制定された、外国投資家による投資の奨励及び誘致に係る特定の業界、分野、地区が明記されたリストである。現行リストは、2020年12月に公布された「外商投資奨励産業目録(2020年版)」(以下「2020年版目録」という。)である。2022年5月10日、国家発展改革委員会と商務部は、関係各方面から広く意見を募集したうえで、「外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)」(以下「2022年版意見募集稿」という。)を共同で制定し、公示した。

2022年版意見募集稿の主な改正ポイントは、次のとおりである。

(1) 外商投資奨励産業項目の更なる拡大

2020年版目録と比較すると、それぞれ、238項目が追加され、114項目が改定され、(主に元の項目のカバー範囲を拡大したものである。)、38項目が削除された。そのうち、前半の「全国外商投資奨励産業目録」(以下「全国目録」という。)においては、それぞれ、50項目が追加され、62項目が改定され、14項目が削除された。後半の「中西部地区外商投資優勢産業目録」(以下「中西部目録」という。)においては、それぞれ、188項目が追加され、52項目が改定され、24項目が削除された。

(2) 製造業への投資の奨励の継続

全国目録においては、コンポーネント、パーツ、装備製造等の項目が新たに追加され、又はカバー範囲が拡大された。例えば、希少疾患用医薬品、小児医薬品の開発・生産、精密電子モールド、廃木材リサイクルの新技術・新製品の開発・生産、充電/エネルギー貯蔵一体化省エネ総合装置又はソリューション等が追加された。

(3) 生産性サービス業への投資の奨励の継続

全国目録においては、専門設計、技術サービス及び開発等の項目が新たに追加され、又はカバー範囲が拡大された。例えば、輸入自動車の卸売及び小売、ヒューマンリソースサービス、言語サービス産業等が追加された。

(4) 中西部及び東北地区への投資の奨励の継続

中西部目録においては、各地の労働力、特色ある資源等の優位性及び投資誘致のニーズに基づき、関連項目が新たに追加され、又はカバー範囲が拡大された。例えば、四川省、山西省、河南省、遼寧省等の多数の中西部地区等における奨励項目が新たに追加された。

外商投資奨励産業目録は、中国の重要な外商投資促進政策である。今回の改正により、より多くの分野において、外国資本に対する門戸が開かれ、外国投資家にとっては良い投資チャンスであると思われる。また、外商投資奨励産業目録は外商投資企業が優遇措置を受ける法的根拠の1つとなっているため、既に中国に進出し、設立済みの外商投資企業にとっても、項目の変化は注目に値する。

³ 中国語：鼓励外商投资产业目录（2022年版）（征求意见稿）

3. 医薬品管理法実施条例(改正草案意見募集稿)⁴

国家薬品监督管理局、2022年5月9日公示、2022年6月9日まで意見募集

医薬品管理法実施条例は、これまで、2016年と2019年の2回改正が行われた。その後、同条例の2019年改正版(以下「現行条例」という。)の公布・施行から半年ほどで、その上位法である「医薬品管理法」が大幅に改正され、新たに制定された「ワクチン管理法」とともに2019年12月1日から施行された。また、「医薬品登録管理弁法」、「医薬品生産監督管理弁法」などを含む一連の下位法令も連動して改正された。国家薬品监督管理局は、これらの立法・法改正を連動して反映することにより、医薬品の監督管理をより一層強化し、国民の投薬の安全を保障し、医薬品業界の高品質な発展を促進するため、現行条例について「ワクチン管理法」も上位法にすることを含む改正を行い、2022年5月9日に現行条例の改正草案の意見募集稿(以下「本意見募集稿」という。)を公示した。

本意見募集稿では、現行条例への大幅な改正が行われ、基本的に「医薬品管理法」に対応する構造が採用されている。10章計181条から構成され、現行条例と比較すると101条文が新設されている。以下は、主に中国国外の医薬品関連企業の視点から、本意見募集稿に対する改正内容を纏める。

(1) 医薬品の研究・製造及び登録

次の事項が明確化された。

- ① 中国国内における上市を目的とする医薬品の中国国内外での研究・製造活動は、中国の法令、標準及び規範の関連要求に適合しなければならない。
- ② 医薬品登録申請の段階において、医薬品上市許可申請者及び医薬品の試作場所は、両方とも中国国内に、又は両方とも中国国外に所在しなければならない。
- ③ 関連規定の要求に適合する場合には、(a)医薬品上市許可申請者が中国国外において取得した臨床試験データ、又は(b)中国国外企業が中国国内において実施した医薬品の国際共同治験のデータは、医薬品上市許可の申請に使用することができる。

また、①医薬品異議解決体制の構築、②薬物臨床試験期間における治験依頼者の変更、③ジェネリック医薬品の発展促進、④医薬品関連のデータ保護等の事項が新たに定められ、又は改定された。

(2) 医薬品上市許可保有者

中国国外申請者による中国国内代理人の指定・変更について、次の2つの案が提示された。①医薬品上市許可の承認前に、条件に合致する中国国内の企業法人を中国国内代理人として指定し、かつ、医薬品登録証書に記載する。②医薬品上市許可の承認後に、条件に合致する中国国内の企業法人を中国国内代理人として指定し、かつ、関連部門において登記する。これにより、中国国外上市許可保有者がより柔軟に中国国内代理人を選択できるようになったと思われる。

また、本意見募集稿においては、医薬品上市許可保有者の①全過程の品質保証体系を構築する義務、②医薬品上市後の責任、義務等の事項が明確に規定された。

(3) 医薬品の生産

医薬品の中国国外生産について、2020年版の「医薬品生産監督管理弁法」では、医薬品の上市許可保有者の生産地が中国国外である場合を既に監督管理の対象として盛り込んでおり、中国の関連規定に従い生産を組織し、中国の主管部門が実施する国外検査に協力するよう求められている。これを踏まえ、本意見募集稿では、医薬品の生産地が中国国外である場合の生産活動は中国の法令、標準及び規範の関連要求に適合しなければならない旨がさらに明確に定められた。かかる規定により、薬品監督管理部門は、今後、中国国外生産活動への監督管理及び検査を強化することが予想される。

また、①登録前規模ロットの医薬品の上市販売、②規定に適合する一部の医薬品の段階別生産等の事項も明確化された。

(4) 医薬品の経営

医薬品の委託販売・保管・運送に係る行政手続が明確化された。すなわち、受託者の所在地の省レベルの薬品監督管理部門の同意を取得した後、委託者の所在地の省レベルの薬品監督管理部門に届出をしなければならない。

⁴ 中国語: 药品管理法实施条例(修订草案征求意见稿)

また、医薬品のオンライン販売主体の範囲及びオンライン販売に係る医薬品の種類が明確化された。

(5) その他の改正

薬品監督管理、法律責任に関する一部の規定についても改正が行われた。

上記のとおり、本意見募集稿においては、中国国外の医薬品研究試作活動、生産活動、中国国外申請者による中国国内代理人の指定及び変更等の事項が定められており、薬品監督管理部門が中国国外の医薬品関連企業に対し監督管理を強化する姿勢が窺えるため、医薬品を取り扱う企業は、本意見募集稿の立法動向を引き続き注視すべきである。

4. 情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーに関する要求(意見募集稿)⁵

全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2022年5月26日公示、2022年7月25日まで意見募集

プライバシーポリシーにおいて個人情報取扱者による個人情報取扱行為を明確、正確かつ完全に記載するとともに、ユーザーの個人権益に影響を及ぼす可能性のある重要な内容を読みやすく、理解しやすい形式で提示することにより個人情報主体の各種権利を保護するため、2022年5月26日、全国情報安全標準化技術委員会秘書処は、「情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーに関する要求」(意見募集稿)(以下「本意見募集稿」という。)を公示した。

本意見募集稿では、プライバシーポリシーの制定プロセス、内容、公表及び可視化、改定、紛争解決方法等について定めた。主な内容は、以下のとおりである。

(1) プライバシーポリシーの制定プロセス

個人情報取扱者は、プライバシーポリシーの制定において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 個人情報セキュリティ管理体制を構築し、制定担当部門・責任者及び役割分担を明確にすること。
- ② 製品又はサービスの収集・使用する個人情報を分析し、各種サービスを実現するために必要な情報の収集範囲及び必要情報以外に収集する予定の個人情報の収集範囲を明確にすること。
- ③ 個人情報主体の権益に重大な影響を及ぼす可能性のある行為について、事前に個人情報セキュリティ影響評価を実施すること。
- ④ サービス類型ごとに個人情報取扱状況に関する説明書を作成し、及び維持すること。
- ⑤ 個人情報主体権利対応メカニズムを構築すること。
- ⑥ ①ないし⑤の業務内容に基づき関連情報を整理し、後述の「プライバシーポリシーの内容」に基づき制定すること。
- ⑦ 制定には共通の言語慣習に適合する分かりやすい表現を採用し、標準化された数字、図表等を用いること。
- ⑧ 個人情報収集使用規則に変更が生じた場合には、プライバシーポリシーを遅滞なく更新して掲示し、更新理由を説明し、旧バージョンをすべて閲覧できるよう確保すること。

(2) プライバシーポリシーの内容

プライバシーポリシーには、少なくとも適用範囲、概要、個人情報収集使用規則、個人情報セキュリティ保障規則、個人情報主体権利保障規則、個人情報域外移転規則、プライバシーポリシー更新規則等を記載し、かつ、個人情報取扱者の連絡先を提供しなければならない。

(3) プライバシーポリシーの公表及び可視化

プライバシーポリシーの公表においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 個人情報の収集前において、個人情報主体に対し、プライバシーポリシーを閲覧するよう積極的に促すこと。
- ② アクセスしやすいウェブページにおいて、プライバシーポリシーを長期的に掲載すること。
- ③ 商品又はサービスが複数のサービス類型に関わる場合には、複数のサービス類型への同意について、個人情報主

⁵ 中国語：信息安全技术 互联网平台及产品服务隐私协议要求（征求意见稿）

体に対し、プライバシーポリシーへの同意を要求する形式で一括取得をしないこと。

- ④ 個人情報主体が異なるサービス類型を段階的に利用し始める場合には、プライバシーポリシーの関連内容を閲覧するよう再度積極的に促すこと。
- ⑤ プライバシーポリシーの更新を通じて、個人情報主体に対し、より多くの個人情報の収集に同意するよう強制し、又は個人情報の各種権利を縮小しないこと。
- ⑥ インタラクティブインターフェースを通じて、プライバシーポリシーの概要を反映させること。

(4) プライバシーポリシーの改定

プライバシーポリシーの改定においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① ユーザーの権益に重大な影響を及ぼすことのないプライバシーポリシーの改定については、遅滞なく更新し、通知すること。
- ② ユーザーの権益に重大な影響を及ぼすプライバシーポリシーの改定については、意見募集を実施し、一般からの意見に基づき改定し、意見の採用状況を公表することなど。なお、大型インターネットプラットフォーム⁶に該当する場合には、主に外部メンバーにより構成された独立機関の意見及び提案を募集すること。
- ③ 1日のアクティブユーザー数が1億人を超える大型インターネットプラットフォーム運営者がプラットフォーム規則、プライバシーポリシーを制定し、又はユーザーの権益に重大な影響を及ぼす改定を行う場合には、第三者機関の評価を経て、かつ、関係主管部門の同意を得ること。

(5) プライバシーポリシーの紛争解決

個人情報取扱者は、個人情報主体からプライバシーポリシーに関する意見や苦情を受け取った場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 5営業日以内に説明を行い、かつ、個人情報主体が要求した場合には、外部の紛争解決方法を提供すること。
- ② 外部の紛争解決機関に対し、プライバシーポリシーの制定過程において形成された業務記録を積極的に提供すること。

本意見募集稿は、「個人情報安全規範」とセットとなる基準の1つとして、インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーの制定から紛争解決に至るまでの全過程について、具体的な指針を示した。これにより、企業は、プライバシーポリシー制定等の業務において参照可能なルールが提供され、より適切に個人情報保護に関するコンプライアンス業務を行うことができるようになった。また、本意見募集稿は、主管・監督管理部門、第三者評価機関等によるプライバシーポリシーに関する監督、管理及び評価にも適用されるため、正式に公布された際には、プライバシーポリシーの適法性に関する判断基準の1つになるのではないと思われる。

5. 『現段階の労働関係の調和・安定性をより一層維持・保護することに関する業務ガイドライン』の印刷・発布に関する上海市人力資源・社会保障局の通知⁷

上海市人力資源・社会保障局、2022年4月26日公布、同日施行、地方法規

感染症流行にかかわる労働争議・紛争の処理に係る若干の問題に関する上海市高级人民法院、上海市人力資源・社会保障局の回答⁸

上海市高级人民法院、上海市人力資源・社会保障局、2022年4月28日公布、同日施行、地方司法文書

上海市は、2022年3月以降、新型コロナウイルスのまん延を防止するため、段階的に一連の予防・抑制措置を講じてきた。か

⁶ ユーザーが5,000万人を超え、大量の個人情報及び重要データを取り扱い、強い社会的影響力及び市場支配的地位を有するインターネットプラットフォーム運営者を指す。

⁷ 中国語：上海市人力資源和社会保障局印发《关于进一步维护当前劳动关系和谐稳定的工作指引》的通知

⁸ 中国語：上海市高级人民法院、上海市人力資源和社会保障局关于处理涉疫情劳动争议纠纷若干问题的解答

かる期間において、企業の正常な生産秩序を保障し、労働者の適法な権益を維持・保護し、労働争議・紛争を解決し、操業再開、生産再開を推進するため、上海市人力資源・社会保障局は、2022年4月26日に、『『現段階の労働関係の調和・安定性をより一層維持・保護することに関する業務ガイドライン』の印刷・発布に関する上海市人力資源・社会保障局の通知』(以下「業務ガイドライン」という。)を公布し、かつ、2022年4月28日に上海市高級人民法院と共同で「感染症流行にかかわる労働争議・紛争の処理に係る若干の問題に関する上海市高級人民法院、上海市人力資源・社会保障局の回答」(以下「Q&A」という。)を公布した。

業務ガイドラインにおいては感染症流行又は感染症流行の予防・抑制措置の影響により生じた次の主な問題点について、指導意見が示され、Q&Aにおいては関連する具体的な法律規範を引用したうえで詳細な回答がなされている。

(1) 労働雇用の規範化について

- ① 労働契約の締結又は更新に係る問題
- ② 企業による規則制度又は重大事項の調整に係る問題
- ③ 企業による労働者のテレワークのアレンジに係る問題
- ④ 労働契約の解除、終了に係る問題
- ⑤ 労務派遣による労働者使用に係る問題
- ⑥ 共同雇用に係る問題

(2) 給与支払の保障について

- ① 法による隔離措置期間における給与問題
- ② 政府による緊急措置の影響を受けた労働者の給与問題
- ③ 生産経営が困窮した企業の給与支払の延期に係る問題
- ④ 労働者のテレワーク期間における残業代の支払に係る問題

上記の問題点のほか、業務ガイドライン及びQ&Aにおいて、さらに①協議・調解体制の深化等を含む業務体制の完全化、②感染症流行にかかわる労働争議・紛争の処理において遵守すべき原則、③労働人事紛争の仲裁時効又は訴訟時効等の問題も明確化された。

上記のとおり、業務ガイドライン及びQ&Aにおいては、感染症流行の予防・抑制期間によくある企業及び労働者の各種労働関連問題がまとめられている。上海市管轄区内の企業が上記の労働関連問題を取り扱う際に、かかる業務ガイドライン及びQ&Aは、非常に重要な参考資料となる。

6. 上海市経済回復及び復興の加速化行動方案⁹

上海市人民政府、2022年5月21日公布、2022年6月1日施行、2022年12月31日まで有効、地方政策文書

感染症流行の予防・抑制が社会生活にもたらす影響を軽減し、社会の各方面を感染症流行前の状態にまで迅速に回復させるため、上海市人民政府は、2022年5月21日に「上海市経済回復及び復興の加速化行動方案」(以下「本方案」という。)を公布した。

本方案では、次の8つの点にかかわる50条の措置が提示された。

- ① あらゆる方法で各種市場主体を援助し、困難を取り除くこと。
- ② 操業再開、生産再開、営業再開を全面的かつ秩序をもって推進すること。
- ③ 外資・対外貿易の安定化を図る複数の措置を同時に実施すること。
- ④ 消費回復の加速化を全力で促進すること。
- ⑤ 投資の重要な役割を全力で発揮すること。
- ⑥ 各種資源及び要素の保障を強化すること。
- ⑦ 人民生活の保障を確実に強化すること。
- ⑧ 都市の安全かつ秩序ある運行及びビジネス環境の最適化を保障すること。

⁹ 中国語：上海市加快经济恢复和重振行动方案

上記のうち、外商投資企業・プロジェクト、対外貿易及び外国投資家に直接関わる主な措置は、次のとおりである。

- ① 重点外商投資企業の操業再開、生産再開に係る専任者サポート体制の構築、専任者によるフォローサービスの実施、重点外商投資企業による操業再開、物流運送、防疫物資等の問題解決のサポート
- ② 重要外商投資プロジェクトの順調な推進の保障、重要外商投資プロジェクトのオンラインサービスシステムの稼働、交渉中・契約締結済み・建設途中のプロジェクトの迅速な再開の保障、専任者によるフォローサービスの実施
- ③ 前期に振り替え過ぎた増値税仕入税額の振込・相殺に対する許可等を含む複数の対外貿易サポート政策の具体化の加速、保険料納付猶予体制及び迅速な賠償・賠償先行体制の構築を含む複数の政策的金融サポートの強化
- ④ 多様な形式を通じて、外商投資企業の高級管理職との意思疎通を強化し、外商投資企業からの信頼を回復・向上させ、多方面において対外貿易企業のためにサポート(利便化措置の実施、新型コロナウイルスに関する不可抗力事実性証明書の発行、法律相談及び援助の提供並びに仲裁費用の減免、返還及び納付猶予等を含む。)を提供し、外商投資企業の外国籍の従業員及び家族、重要なビジネス活動を展開するグローバルな高級管理職及び専門技術者並びに対外貿易企業の重要な海外クライアントに対し、訪中招待レター及び出入国手続の便宜を図る。
- ⑤ 各種の特定項目資金を 2022 年度の外資・対外貿易の安定化に重点的に使用し、産業サプライチェーンの重要外商投資プロジェクトに対する資金援助を行う。
- ⑥ 資産管理機構による適格海外投資事業有限責任組合(QFLP)の試行及び適格国内有限責任組合(QDLP)の試行への関与をサポートし、試行企業が上海においてグローバル又はアジア太平洋投資管理センターを設立することを奨励し、クロスボーダー双方向投資業務の展開に便宜を図る。

今年 3 月に公布された「全力で感染症流行に抗い企業を助け発展を促すことに係る上海市の若干の政策措置」等の措置と比較すると、本方案では、建物賃料の減免、雇用安定手当及び雇用吸収手当等の多方面において細分化又はサポート力の強化が行われている。これは、外商投資企業にとっても、注視するに値する。また、一部の優遇政策は、申請をしないと享受することができないため、企業は、必要に応じて遅滞なく申請するよう心がけるべきである。また、上海市人民政府は「行動方案百問百答」、「政策編集電子版マニュアル」等により、政策措置の周知及び解説を行っているため、これも活用されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 